

テレワークセンター徳島
物品貸出規約

(目的)

第1条 この規約は、テレワークセンター徳島が保有する以下物品の貸し出しについて定めることを目的とする。

1. プロジェクター 1台(エプソン プロジェクター EB-W05 (3300lm/WXGA/2.5kg))
2. スクリーン 1台(72インチ W1098 × H1463mm)

(貸出の条件)

第2条 テレワーク普及に関連する目的として利用する場合に貸し出しをするものとする。

- (1)テレワークセンター徳島を利用する団体に限る。
- (2)興行的営利を目的としての利用ではないもの
- (3)特定の宗教・宗派または政治的活動を目的として利用するものではないもの
- (4)その他、使用目的についてセンター長が妥当と判断したとき

(貸出の手続き)

第3条 予約貸出を原則とする。貸出希望の場合は、予約状況を確認のうえ以下の必要事項を、借用日の1週間前までに下記に申込みこと。

2 貸与当日にテレワークセンター徳島まで貸与物品を受け取りに来ること。

【必要事項】

貸与先名称、担当者氏名、連絡先、貸与希望日、使用目的および使用場所

【申込方法】

直接申込、電話、メール、フォーム

【申込先】

テレワークセンター徳島

徳島市南島田2丁目25番地

TEL:090-3187-9845

e-mail:info@tokushima-telework.jp

https://www.tokushima-telework.jp

(貸出期間及び返却)

第4条 貸出期間は原則として1日とする。

但し、事業の目的、内容によりセンター長が必要と認めたものについては、貸出期間を延長することができる。なお、貸出期間は貸与先との協議により決定する。

- 2 貸出期間中の転貸は認めない。
- 3 貸出期間中であっても返却を求められたときは、直ちに応じなければならない。
- 4 備品を返却するときは、現状復帰の付属品がすべてそろっているか検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第5条 すべての物品の貸し出しは無料とする。

(弁償)

第6条 貸与先は故意または過失により滅失・破損したときは、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

(附則)

この規約は令和元年7月1日から施行する。